

昨今の日本産農林水産物・食品(以下「日本産食品」)の輸出の増加に伴い、輸出先の水際検査において残留農薬や食品添加物の基準不適合並びに証明書の不備等を理由に通関できない事案が見られます。

《注意》

ALPS 処理水の海洋放出を受けて、中国・香港・マカオ・ロシアが規制を強化しております。

https://www.maff.go.jp/j/export/e-shorisui/kaiyou_houshutsu.html

○中国（日本産食品の違反件数は 92 件、2024 年 2 月）

- ・日本の違反 92 件のうち、広州税関におけるものが 61 件で最多。
- ・公表されている違反理由は、菓子類の「貨物証明書の不一致」に関する不合格事由が 59 件と最多。次いで菓子類、麺類等の「表示不合格」が 22 件。

○台湾(日本産食品の違反件数は全 83 件中 17 件、2024 年 2 月)

- ・残留農薬基準超過 16 件（いちご中のフロニカミド 12 件、アセキノシル代謝物 1 件、フロニカミド・アセキノシル代謝物・イソピラザム 1 件、メロン中のニテンピラム 1 件、温州ミカン中のクロルピリホス 1 件）。
- ・重金属等汚染物質基準違反 1 件（キビナゴ中のカドミウム 1 件）。

《注意》

- ・台湾向けいちごについて、衛生福利部食品薬物管理署は水際検査で残留農薬基準超過が確認された場合、当該輸出事業者からの日本産生鮮いちごの輸入検査申請の受理を一定期間停止する措置を実施しています。
- ・台湾の残留農薬基準に係る規則が改正され、2024 年 4 月 1 日付で施行されています。改正後の規定については、下記 URL よりご確認ください。

（見直しの例）

- ・いちご/フロニカミド 0.01→0.7 ppm（日本は 2 ppm）
- ・いちご/クロルフェナピル 0.01→0.5 ppm（日本は 5 ppm）

<https://www.fda.gov.tw/tc/newsContent.aspx?cid=3&id=30473>

- ・台湾の「食品中の汚染物質及び毒素に関する衛生基準」が改正され、2024 年 7 月 1 日から施行予定です。改正後の規定については、下記 URL よりご確認ください。

（見直しの例）

- ・乳幼児用食品中の鉛及びカドミウムの基準値を追加。

<https://www.fda.gov.tw/TC/newsContent.aspx?cid=3&id=30461>

○香港(日本産食品の違反件数 3 件、2024 年 3 月)

- ・処理水放出に伴う規制(10 都県産水産物の輸入停止関連) 2 件。(海藻製品及びウニ)
- ・放射性物質検査証明及び輸出事業者証明の添付漏れ。(水菜)

○韓国（日本産食品の違反件数 4 件、2024 年 2 月）

- ・アクリル樹脂の基準超過（キャンディー類 1 件）。
- ・ビタミン E 等の含有量不足（健康食品 1 件）。
- ・リステリア菌基準規格の超過（冷凍水産物 2 件）。

○米国（日本産食品の違反件数 21 件、2024 年 3 月）

- ・規格不合格品 6 件（水産物の不衛生環境での生産等疑い）。

【募集】有機 JAS 認証・GAP 等認証取得支援事業の公募について《締切：5 月 31 日》



農産物等の輸出のため、新たに有機 JAS 認証又は GAP 等認証(GLOBALG.A.P、ASIAGAP、JGAP、MPS-ABC 等)の取得に係る費用及び商談参加に係る費用等の経費を支援します。是非ご応募ください。

■支援内容

○有機 JAS 認証取得等支援

- (1) 有機 JAS 認証取得費用（新規のみ）
- (2) 商談費用（出展費、通信運搬費、印刷製本費、旅費、謝金等）
- (3) 商品開発費用（借上費、原材料費、消耗品費、旅費、謝金、役務費等）
- (4) 機械等のリース費用

○GAP 等認証取得等支援

- (1) GAP 等認証の取得費用（新規のみ）
- (2) 商談費用（出展費、通信運搬費、印刷製本費、国内旅費、謝金等）

■応募方法及び詳細は下記 URL よりご覧ください。

<https://myfarm.co.jp/export-organic-gap/>

■応募締切：2024 年 5 月 31 日（金）17：00

【お問い合わせ先】

株式会社マイファーム 有機 JAS・GAP 認証取得支援事務局（担当：桑田）

TEL: 050-3333-6928（受付時間：平日 13:00-17:00）

MAIL: export-organic-gap@myfarm.co.jp

フォーム: <https://forms.gle/BWYoPFEafzwVreNL7>

※原則メールまたはフォームからのお問い合わせをお願いいたします。



【募集】ジェトロ東京本部において商談会を開催します！



ジェトロでは、海外に販路を持つ国内の食品輸出商社との商談会をジェトロ東京本部で開催します。同じ会場で、海外で小売ビジネスを展開する有望小売チェーンとの商談会も同時開催します。是非ご応募ください。

■概要

- 事業名：商社マッチング（東京）、有望現地小売チェーンとの商談会 in 東京
- 開催日時：2024 年 7 月 24 日（水）・25 日（木）各日 10：00～16：45（予定）
- 開催場所：ジェトロ 5 階（東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル）
- 開催形式：事前マッチングによる対面形式での商談会（30 分程度/1 商談）
- 対象商品：日本の農水産物・食品全般
- 参加バイヤー

- 1. 商社マッチング（東京）：食品の海外輸出実績のある国内商社 16 社

■お申し込み及び詳細は下記 URL よりご覧ください。

■お申し込み締切

STEP 1: 商談会申込締切日 2024 年 6 月 3 日 (月) 12:00

STEP 2: Japan Street への商品登録 2024 年 6 月 5 日 (水) 23:59

ジェトロ 農林水産食品部 事業推進課（担当：藤川、下畑、白井）

TEL : 03-3582-8356 (受付時間 : 9 : 30 ~ 17 : 30)

MAIL : afb-shousha@jetro.go.jp

* * * * *

GFPへ参加しませんか

* * * * *

GFP とは...

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物の輸出プロジェクトです。

OGFP に登録すると 6 つのサービスを利用できます。

輸出診断・訪問診断、会員向けコンテンツ、商品リクエスト、グローバル産地づくり推進事業、交流会・セミナーの開催、情報発信

H P : <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFP_Facebook : <https://www.facebook.com/maff.gfp/>



農林水産物等輸出相談窓口・問合せ先



東北農政局では、東北地域の農林漁業者等からの農林水産物等の輸出に関する相談を受け付けております。

相談窓口：東北農政局経営・事業支援部輸出促進課

住 所：仙台市青葉区本町3丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）

電話：022-221-6402

H P : <https://www.maff.go.jp/tohoku/index.html>

<農産物・食品等の輸出関連情報>

<https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/index.html>

＜農林水産物・食品の輸出に関する相談窓口＞

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/

☆メールマガジンの配信停止や、メールアドレスなどの会員情報の変更、パスワードの再発行は下記サイトで手続きをお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

☆東北農政局や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。配信を御希望される方は、御登録をお願いします。

<https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

